

統計行政関係基礎資料

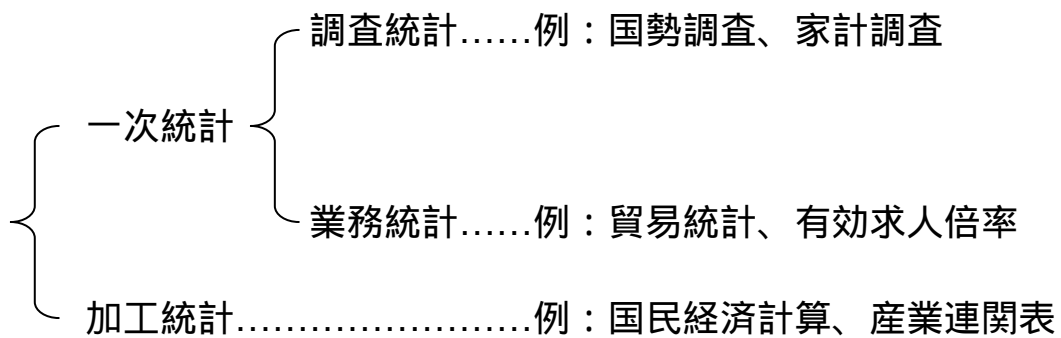
1	統計の定義と種類	1
2	統計調査の種類等	2
3	指定統計一覧(現在作成されているもの)	3
4	国の統計調査における調査の流れ図(指定統計調査)	4
5	我が国の主な統計行政機構	5
6	国の統計事業費	6
7	国の統計職員数	7
8	地方統計機構について(概要)	8
	・都道府県統計専任職員定数の推移	9
9	統計調査員の概要	10
	・統計調査員確保対策事業の概要	11
10	産業連関表の概要	12
	・産業連関表の構造	13
11	主な指数とその基準時の改定状況	14
12	「統計行政の新たな展開方向」の概要	15
	「統計行政の新たな展開方向」の推進状況	16
13	統計制度改革の経緯	17
14	経済社会統計整備推進委員会報告	
	「政府統計の構造改革に向けて」の主なポイント	19

1 統計の定義と種類

1 . 統計の定義

一定の条件（時間・空間・標識）で定められた集団について調べた（あるいは集めた）結果を、集計・加工して得られた数値

2 . 統計の種類



一般に、「調査統計」とは統計を作成することを目的として行われる調査（統計調査）によって得られた調査票を集計することにより作成される統計を、「業務統計」とは行政記録を基に作成される統計を、「加工統計」とは調査統計、業務統計その他のデータを一定の方法で加工することにより作成される統計をそれぞれ意味する

2 統計調査の種類等

指定統計調査

国又は地方公共団体が作成する統計のうち、「指定統計」として総務大臣が指定した重要な統計を作成するために実施されるものをいう。指定統計調査は、平成 19 年 4 月 1 日現在、国が行う 55 調査が実施されている。指定統計調査には、申告義務が課せられる。

(例) 国勢調査(総務省) 家計調査(総務省) 農林業センサス(農林水産省)
経済産業省生産動態統計調査(経済産業省) 患者調査(厚生労働省)

統計報告の徴集(承認統計調査)

国の行政機関が個人や民間事業所を対象に行う統計調査であって、指定統計調査以外のものをいう。報告者負担を軽減するため、実施に当たっては総務大臣の承認が必要とされている。

(例) 消費動向調査(内閣府) 国民健康・栄養調査(厚生労働省)
農業構造動態調査(農林水産省) 経済産業省設備投資調査(経済産業省)

届出統計調査

指定統計調査及び統計報告の徴集以外の国、地方公共団体等が行う統計調査をいう。実施に当たっては事前に総務大臣への届出が必要とされている(国が行う届出統計調査は、地方公共団体を対象とするものが中心である。)

(例) 住民基本台帳人口移動報告(総務省) 自然公園等利用者数調(環境省)

指定統計調査及び承認統計調査の件数(平成 19 年 4 月 1 日現在)

指定統計調査	55
承認統計調査	99

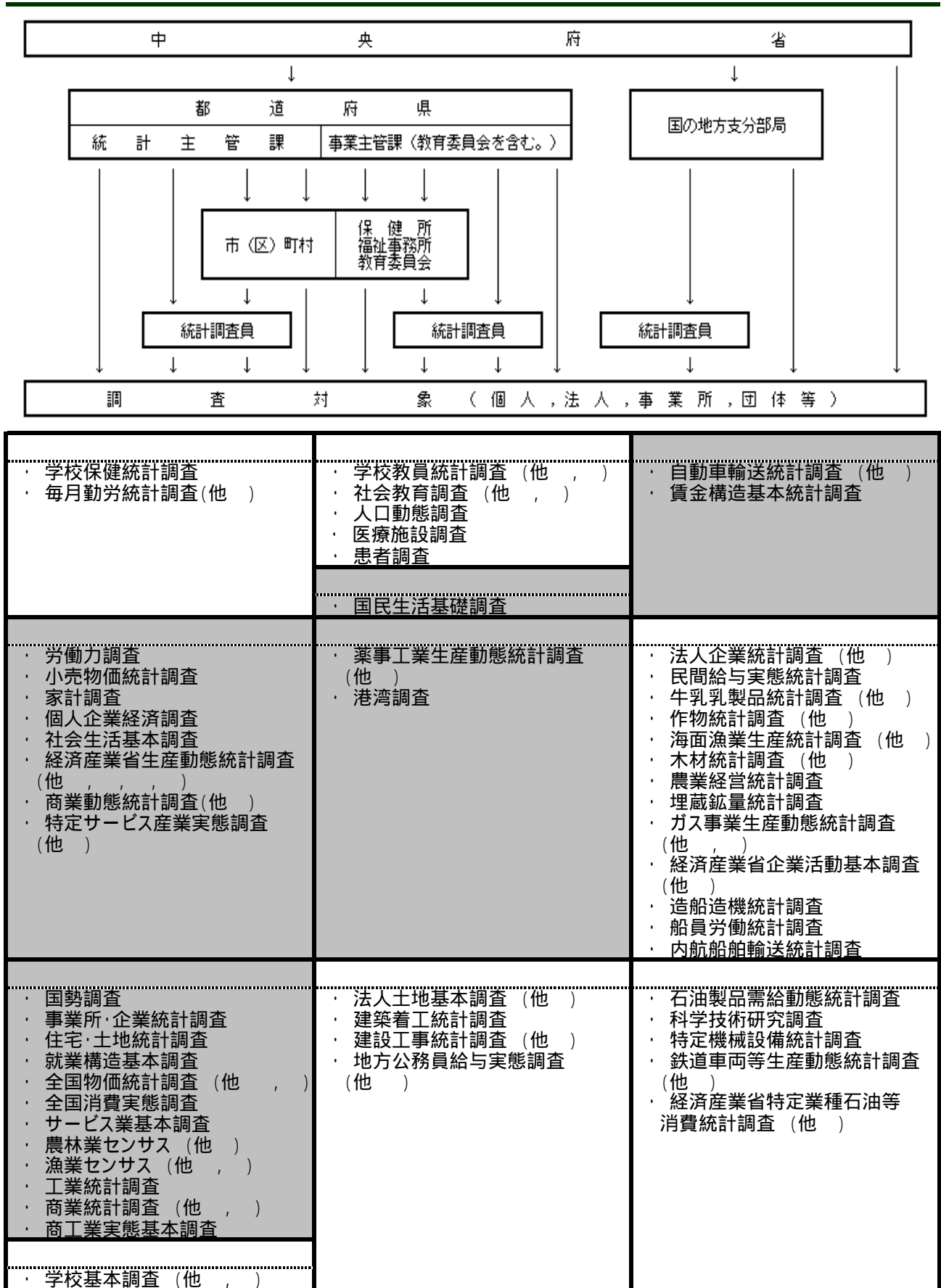
- (注) 1 指定統計調査については、現在まで引き続き実施されているもの。
2 承認統計調査については、平成 19 年 4 月 1 日において承認が有効なもの。
(うち、平成 18 年度に承認した調査であって平成 19 年 4 月 1 日現在で有効な調査 66 件、18 年度以前に承認した調査であって同日現在で有効な調査 33 件。)

3 指定統計一覧（現在作成されているもの）

平成19年4月1日現在

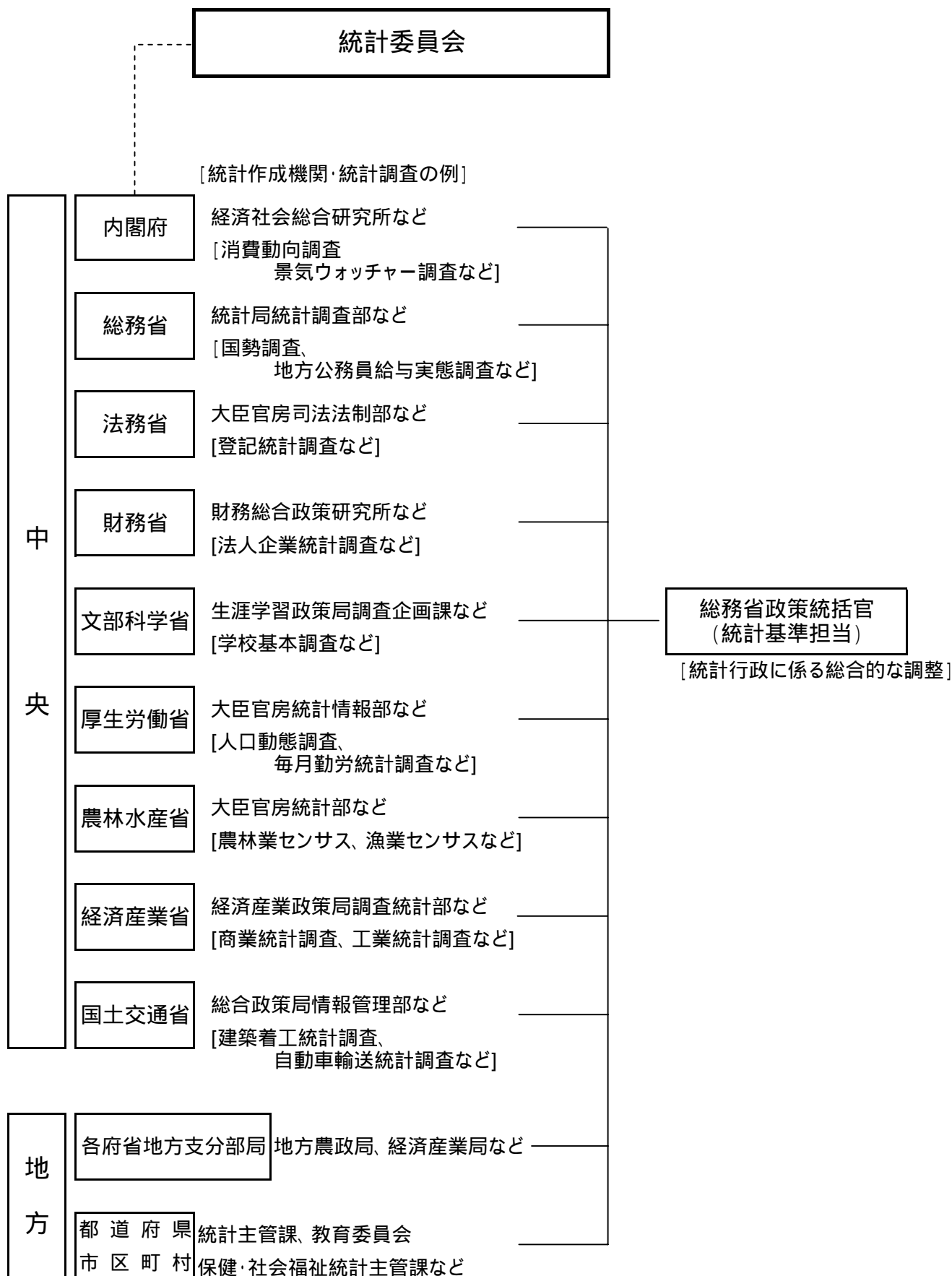
指定番号	指定統計の名称	指定年月日	指定番号	指定統計の名称	指定年月日
総務省 14			農林水産省 7		
1	国勢調査	昭 22. 5. 2	26	農林業センサス	昭 24. 9.29
2	事業所・企業統計	昭 22. 5. 2	33	牛乳乳製品統計	昭 25. 4. 4
14	住宅・土地統計	昭 23. 5.17	37	作物統計	昭 25. 6.21
30	労働力調査	昭 25. 1. 7	54	海面漁業生産統計	昭 27. 7. 2
35	小売物価統計	昭 25. 5. 8	67	漁業センサス	昭 28. 8.22
56	家計調査	昭 27. 9. 4	69	木材統計	昭 28. 9.30
57	個人企業経済調査	昭 27. 9.11	119	農業経営統計	平 6. 7. 1
61	科学技術研究調査	昭 28. 3.18	経済産業省 12		
76	地方公務員給与実態調査	昭 29.12.23	10	工業統計調査	昭 22.11.21
87	就業構造基本調査	昭 31. 4.12	11	経済産業省生産動態統計	昭 22.11.26
97	全国消費実態調査	昭 34. 5.23	23	商業統計	昭 24. 6.15
108	全国物価統計	昭 42. 6.13	40	埋蔵鉱量統計	昭 25. 8.31
114	社会生活基本統計	昭 51. 8. 6	43	ガス事業生産動態統計	昭 26. 3.28
117	サービス業基本統計	平 元. 4.10	46	特定機械設備統計調査	昭 27. 2.20
財務省 1			51	石油製品需給動態統計	昭 27. 3.31
110	法人企業統計	昭 45. 6. 8	64	商業動態統計調査	昭 28. 6. 3
国税庁 1			113	特定サービス産業実態統計	昭 48.10. 1
77	民間給与実態統計	昭 30. 1.27	115	経済産業省特定業種石油等消費統計	昭 55. 8.11
文部科学省 4			118	経済産業省企業活動基本統計	平 4. 9.11
13	学校基本調査	昭 23. 5.17	120	商工業実態基本統計	平 10. 3.31
15	学校保健統計	昭 23. 6. 2	国土交通省 9		
62	学校教員統計	昭 28. 3.28	6	港湾調査	昭 22. 6.19
83	社会教育調査	昭 30. 8.24	29	造船造機統計	昭 24.12.13
厚生労働省 7			32	建築着工統計	昭 25. 3. 2
5	人口動態調査	昭 22. 6.19	71	鉄道車両等生産動態統計調査	昭 29. 2.26
7	毎月勤労統計調査	昭 22. 8. 2	84	建設工事統計	昭 30.10.19
48	薬事工業生産動態統計調査	昭 27. 3.11	90	船員労働統計	昭 32. 3.25
65	医療施設統計	昭 28. 7. 7	99	自動車輸送統計	昭 35. 3.28
66	患者調査	昭 28. 7. 7	103	内航船舶輸送統計	昭 38. 3.30
94	賃金構造基本統計	昭 33. 3.25	121	法人土地基本統計	平 10. 5.20
116	国民生活基礎統計	昭 61. 6.18	合 計 5 5		

4 国の統計調査における調査の流れ図(指定統計調査)



注) 1 調査の流れについては、主要な流れに区分しつつ、他の流れがある場合には()に示した。
 2 調査名における網かけ部分()は、調査員調査を示す。
 3 平成19年4月時点における55指定統計調査について整理した。

5 我が国の主な統計行政機構



6 国の統計事業費

(平成18年度)

府 省 等 名	統計調査 (千円)	統計関連事 業 (千円)	計 (千円)	府省等別 構 成 比 (%)	地方公共団体への統計 事業委託費分(再掲) (千円)
人 事 院	57,238	0	57,238	0.2	0
内 閣 府	447,607	182,938	630,545	2.0	12,235
総 務 省	12,227,789	1,872,756	14,100,545	44.0	11,000,641
法 務 省	62,877	44,929	107,806	0.3	0
財 務 省	76,319	157,957	234,276	0.7	0
文部科学省	162,373	29,634	192,007	0.6	118,449
厚生労働省	4,507,104	42,132	4,559,236	14.2	2,297,264
農林水産省	3,497,097	2,689,451	6,186,548	19.3	23,492
経済産業省	4,014,228	642,224	4,656,452	14.5	1,954,685
国土交通省	1,169,578	39,325	1,208,903	3.8	249,907
環 境 省	88,703	0	88,703	0.3	29,309
合 計	26,310,913	5,701,346	32,012,259	100.0	15,685,982

(注) 1. 当初予算額による。

2. 常勤職員の人件費及び経常的な電子計算機運用経費は含まれていない。

3. 事務処理経費で実施される調査及び民間団体に全面委託して実施される調査に係る経費は含まれていない。

7 国の統計職員数

(平成19年4月1日現在)

府 省 名	本 省 庁	地方支分部局	合 計
内 閣 府	63人	- 人	63人
警 察 庁	6	-	6
総 務 省	582	-	582
法 務 省	8	-	8
財 務 省	18	59	77
文 部 科 学 省	21	-	21
厚 生 労 働 省	297	-	297
農 林 水 産 省	290	3,203	3,493
経 済 産 業 省	241	70	311
国 土 交 通 省	66	-	66
人 事 院	15	-	15
合 計	1,607	3,332	4,939

注1) 農林水産省の「地方支分部局」欄には、内閣府沖縄総合事務局農林水産部の統計職員も含まれている。

2) 経済産業省の「地方支分部局」欄には、内閣府沖縄総合事務局経済産業部の統計職員も含まれている。

国の統計職員数の推移

(単位：人)

年度	平成 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
本省庁	3,557	3,523	3,492	3,401	3,421	3,391	3,365	3,338	3,289	3,156
地方支 分部局	7,343	6,994	6,823	6,670	6,530	6,420	6,320	6,224	6,144	6,007
計	10,900	10,517	10,315	10,071	9,951	9,811	9,685	9,562	9,433	9,163
年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
本省庁	3,056	2,977	2,854	2,816	1,824	1,753	1,740	1,713	1,607	
地方支 分部局	5,936	5,846	5,717	5,655	5,556	4,517	4,269	3,894	3,332	
計	8,992	8,823	8,571	8,471	7,380	6,270	6,009	5,607	4,939	

8 地方統計機構について（概要）

国の大規模な統計調査の実施に当たっては、地方公共団体（都道府県、市町村）を地方統計機構として活用。

このうち都道府県では、国の統計調査を的確に実施するために統計主管課を設置し、統計主管課には、国の統計調査に従事する統計専任職員を配置（平成 19 年度：全国で 2,103 人）。

国は、これらの統計専任職員の配置に係る経費として、「統計調査事務地方公共団体委託費」を都道府県に交付（平成 19 年度予算額：約 118 億 9,500 万円）。

（参考）

地方統計機構整備要綱（昭和 22 年 7 月 11 日 閣議決定）（抄）

二 方針

- 1 国の必要に基いて行う統計調査は、一貫して国の直接の監督の下に、国の経費を以て行うのを原則とし、統計の真実性と統一性を確保する。
- 2 これがため、地方に、統計官及び全額国庫支弁の統計主事又は統計事務に従事する専任の吏員を配置し、各庁の行うセンサスの調査の事務を一括して行わしめる。

地方財政法（抄）

（地方公共団体が負担する義務を負わない経費）

第 10 条の 4 専ら国の利害に関係のある事務を行うために要する次に掲げるような経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わない。

- 二 国が専らその用に供することを目的として行う統計及び調査に要する経費

都道府県統計専任職員定数の推移

(単位:人)

年 度	統計専任職員定数	削減数	摘 要
昭和22～23	5,030		
24	4,345	685	欠員率を基にした国の行政整理 国の行政整理
25	3,910	435	
26			
27	3,714	196	国の行政整理
28			
29	3,528	186	} 国の10%行政整理(昭和29年度)に伴い、地方統計 職員も29、30年の2年分に分けて8%の削減
30	3,417	111	
31			
32	3,233	184	国庫補助職員全体の削減の一環
33～42			
43	3,201	32	} 第一次定員削減 5%(昭和43～46年度) 161人
44	3,158	43	
45	3,115	43	
46	3,072	43	
47	3,094	22	} 沖縄復帰に伴う増員73人、 第二次定員削減 5%(昭和47～49年度) 153人
48	3,043	51	
49	2,992	51	
50	2,957	35	} 第三次定員削減 2.4%(昭和50～51年度) 71人
51	2,921	36	
52	2,898	23	} 第四次定員削減 2.4%(昭和52～54年度) 69人
53	2,875	23	
54	2,852	23	
55	2,829	23	} 第五次定員削減 1.68%(昭和55～56年度) 47人
56	2,805	24	
57	2,777	28	} 第六次定員削減 5%(昭和57～61年度) 140人
58	2,749	28	
59	2,721	28	
60	2,693	28	
61	2,665	28	
62	2,638	27	} 第七次定員削減 5%(昭和62～平成3年度) 133人
63	2,611	27	
平成元	2,584	27	
2	2,558	26	} 第八次定員削減 4.52%(平成4～8年度) 114人
3	2,532	26	
4	2,509	23	
5	2,486	23	
6	2,463	23	} 第九次定員削減 3.31%(平成9～12年度) 80人
7	2,440	23	
8	2,418	22	
9	2,398	20	
10	2,378	20	
11	2,358	20	} 定員削減 5.09%(平成13～17年度) 119人
12	2,338	20	
13	2,314	24	
14	2,290	24	} 新たな定員削減(17～21年度で10%225人を削減予定)
15	2,266	24	
16	2,242	24	
17	2,219	23	
18	2,146	73	
19	2,103	43	

9 統計調査員の概要

統計調査員の法的位置付け

< 統計法（昭和 22 年法律第 18 号）第 12 条第 1 項 >

政府、地方公共団体の長又は教育委員会は、その行う指定統計調査のために必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

統計調査員の仕事

調査員事務打合せ会（説明会）への出席
担当調査区の範囲と調査対象の確認
調査票の配布と記入依頼（記入の仕方の説明）
記入された調査票の回収
集めた調査票の検査・整理
調査票などの調査関係書類の提出

統計調査員の身分

統計調査員は、調査の都度任命される非常勤の公務員。統計調査員の身分は、任命権者により異なる。

国（大臣又は国の機関の長）が任命する統計調査員 ⇨ 一般職の非常勤の国家公務員
都道府県知事が任命する統計調査員 ⇨ 特別職の非常勤の地方公務員

統計調査員の報酬

統計調査員には、調査活動に従事した対価として、法律又は条例の規定に基づき、報酬（統計調査員手当）が支給。

統計調査員手当は、統計審議会答申（昭和 39 年 7 月 24 日）を踏まえ、毎年、関係省間の協議の下に統一要求を行い、統一予算単価が決定。

統計調査員の災害補償

統計調査員は、非常勤の国家公務員又は地方公務員であり、任命期間中に災害（交通事故等）に遭った場合には、法律又は条例の規定に基づき、公務災害補償が適用。

都道府県が行った補償については、統計調査員公務災害補償費交付要綱（昭和 46 年 3 月 22 日行政管理庁長官決定）に基づき、国から都道府県に交付（補填）。

統計調査員確保対策事業の概要

1 目的

統計調査員確保対策事業は、国が実施する統計調査に際して統計調査員の選任が困難となっている現状を改善するため、あらかじめ統計調査員希望者を登録し、統計調査員の確保に資するとともに、その資質の向上を図ることを目的とする。

2 統計調査員希望者の登録

対象市町：人口5万人以上の市町（平成19年度574市町。東京都の特別区を含む。）
 登録基準数：事業所・企業統計調査の調査区数の1/2（平成19年度97,389人）
 統計調査員希望者の登録状況

（単位：人）

区分	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末
登録者数	96,406	108,107	110,992

3 統計調査員通信等の発行

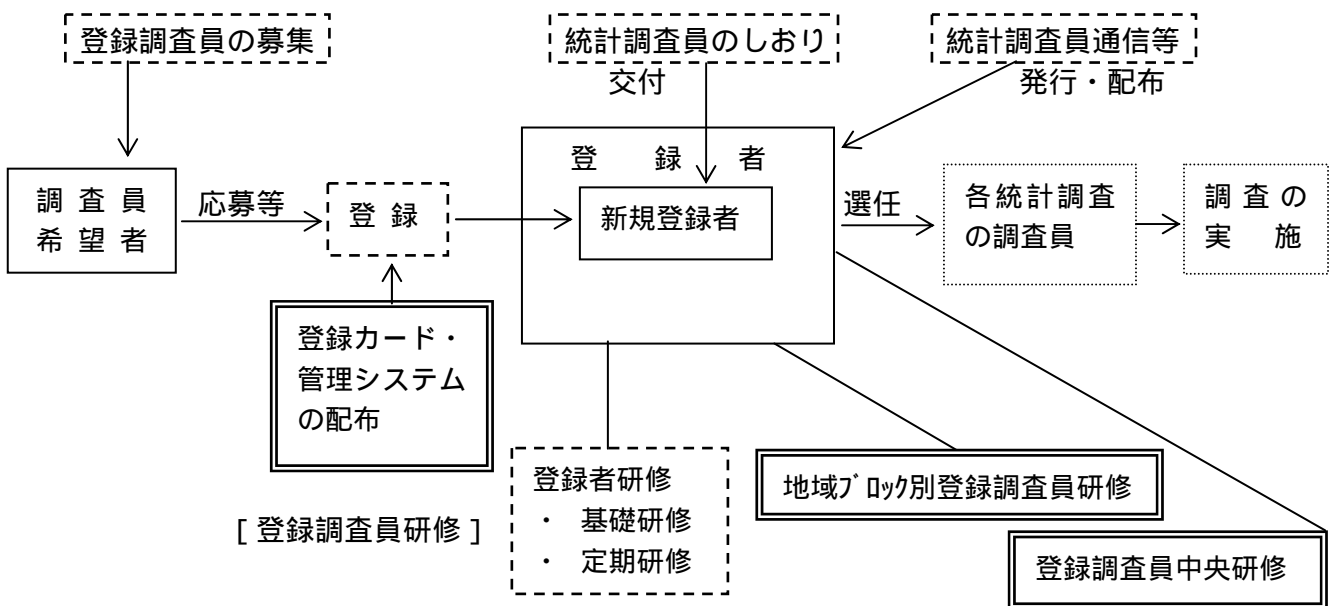
都道府県及び事業対象市町において発行

4 「統計調査員のしおり」の交付

5 登録調査員に対する研修

- (1) 登録者研修 都道府県及び事業対象市町で実施
- (2) 登録調査員中央研修 年1回
- (3) 地域ブロック別登録調査員研修 全国を6ブロックに分け、年2～3ブロックを目途に開催。平成18年度は中国・四国、近畿、九州の各ブロックで開催

【事業イメージ図】



注1) —— 内は、政策統括官（統計基準担当）が実施する事業である。

注2) ---- 内は、都道府県及び事業対象市町が実施する事業である。

10 産業連関表の概要

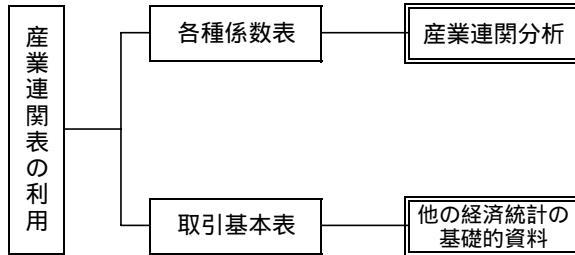
産業連関表とは・・・経済波及効果の分析ツール。GDP統計の基礎資料

産業連関表とは、国内（地域内）における1年間の財・サービスの産業間の取引活動を、投入（Input）と産出（Output）の両面から一覧表にまとめた統計表。

略して「I-O表」（Input-Output tables）ともいう。

産業連関表は、アメリカの経済学者 W.W. レオンチェフ（1906年ロシア生まれ，1999没。ノーベル経済学賞受賞）が開発。多くの国で作成。日本表の推計精度は、世界的にも定評あり。

経済波及効果の分析ツールとして、近年、利用が急激に拡大。他の経済モデルとの組み合わせ利用も多い。



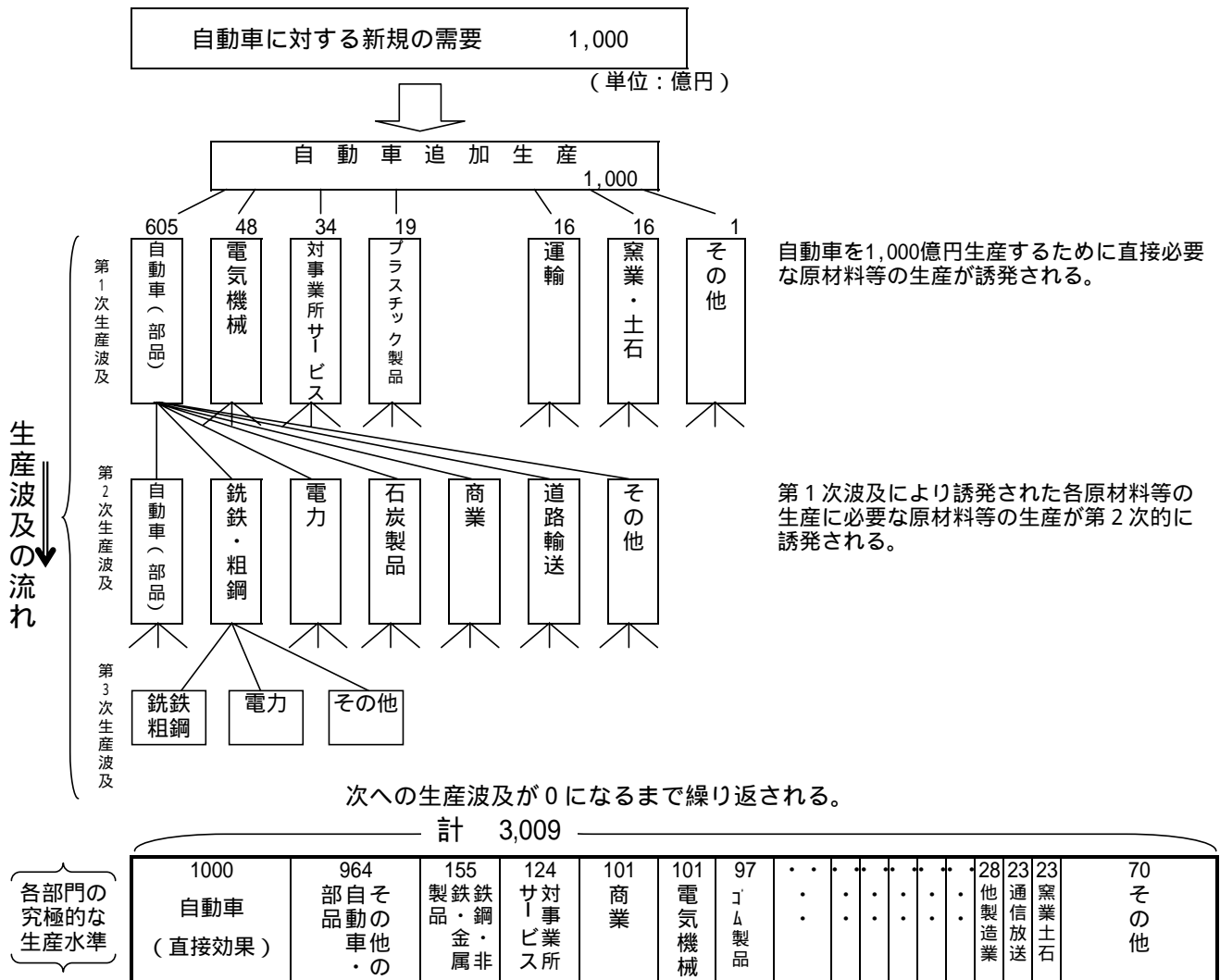
経済波及効果等の測定

(例)・公共投資の経済波及効果

- ・企業立地の経済波及効果
- ・海外直接投資の経済波及効果
- ・環境等の予測
- ・円高が国内物価に与える影響予測
- ・将来のCO₂ 排出量予測

GDP統計（毎年・毎四半期，内閣府）作成の基準値
 延長産業連関表（毎年，経済産業省）作成の基準値
 都道府県産業連関表作成の基準値
 企業向けサービス価格指数などの経済指数の基準値

< 生産波及の流れ >



産 業 連 関 表 の 構 造

		内生部門				外生部門							
需要部門(買い手)		中間需要				最終需要							
		1	2	3	計	家計外消費支出	民間消費支出	国内総固定資本形成	在庫純増	輸出入	計	(控除)輸入 C	国内生産額 A+B-C
		農林水産業	鉱業	製造業									
供給部門(売り手)		(生産される財・サービス)											
中間投入	1 農林水産業	列											
	2 鉱業												
	3 製造業												
粗付加価値	家計外消費支出												
	雇用者所得												
	営業余剰												
	資本減耗引当												
	間接税												
	(控除)補助金												
	計 D												
	計 E												
国内生産額 D+E													

国民経済計算の「国内総生産(支出側)」に相当
 (= 最終需要額合計 - 家計外消費支出計 - 輸入計)

国民経済計算の「国内総生産(生産側)」に相当
 (= 粗付加価値計 - 家計外消費支出計)

取引活動の評価

- ・ 国内概念
- ・ 購入額ではなく消費額を計上
- ・ 発生主義
- ・ 金額による評価
- ・ 生産者価格
- ・ 購入者価格

国民経済計算との関係

二面等価

産業連関表の外生部門(粗付加価値部門と最終需要部門)は、下図のようにバランスしている。
 (粗付加価値額合計 (a) = (最終需要合計 - 輸入額合計)(b))

これを粗付加価値部門と最終需要部門との(二面等価)という。

部門分類

- ・ アクティビティベースによる分類
- ・ 商品×商品の表

国連の68SNAに準拠

国連の93SNAも考慮

	中間需要	最終需要部門
中間投入		(b)
	(a)	(a),(b)それぞれの合計値は一致する。

粗付加価値部門

上記バランス式のうち、(a)は国民経済計算の国内総生産(生産側)に、(b)は国内総生産(支出側)に、ほぼ対応する。

11 主な指数とその基準時の改定状況

作成機関	指数の名称	基準時	ウェイト時	改定年月	備考
総務省	消費者物価指数	H17 暦年	H17 暦年	H18年 8月	
	家計調査消費水準指数	H17 暦年	H17 暦年	H18年 8月	
財務省	貿易指数	H12 暦年	H12 暦年	H15年 8月	
厚生労働省	常用雇用指数	H17 暦年	H17 暦年	H19年 1月	
	賃金指数	H17 暦年	H17 暦年	H19年 1月	
	労働時間指数	H17 暦年	H17 暦年	H19年 1月	
農林水産省	農林水産業生産指数	H12 暦年	H12 暦年	H14年12月	H19.1～作成中止
	農業物価指数	H12 暦年	H12 暦年	H14年 5月	(旧)農村物価指数
	農業パリティ指数	S25・26年度	H12 暦年	H14年 1月	H19.3～作成中止
経済産業省	鉱工業指数	H12 暦年	H12 暦年	H15年 4月	
	鉱工業生産指数				
	生産者出荷指数				
	生産者製品在庫指数				
	生産者製品在庫率指数				
	稼働率指数				
	生産能力指数				
	製造工業生産予測指数				
	第3次産業活動指数	H12 暦年	H12 暦年	H16年 6月	
国土交通省	輸送指数	H12 暦年	H12 暦年	H16年 4月	
	建設工事費デフレーター	H12 年度	H12 年度	H17年 7月	
日本銀行	企業物価指数	H12 暦年	H12 暦年	H14年12月	(旧)卸売物価指数
	製造業部門別投入・産出物価指数	H12 暦年	H12 暦年	H17年 9月	
	企業向けサービス価格指数	H12 暦年	H12 暦年	H16年12月	

12 「統計行政の新たな展開方向」の概要

「統計行政の新たな展開方向」は、今後5年から10年を見込んだ統計行政の進むべき指針として各府省間で申し合わせたもの
(平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議)

<背景・現状>

社会・経済情勢が大きく変化している中、ニーズに即した統計の整備が必要。

国民の価値観の変化等により調査の協力が得がなくなっている等の調査環境の変化の中、統計調査の効率的・円滑な実施を確保するための調査環境の整備が必要。

ITの進展等を踏まえ、統計データのより高度な分析・加工・提供等を推進し結果利用の更なる拡大が必要。

取組の方向

社会・経済の変化に対応した統計の整備

- ・ GDP推計の精度向上に資するためのサービス分野を中心とした統計の整備等
- ・ IT関連統計、環境統計、ジェンダー統計等の整備
- ・ 「経済センサス(仮称)」の創設に向けての検討
- ・ 政策評価への統計の活用等の推進
- ・ 統計調査の計画的見直しによる整理合理化

統計調査の効率的・円滑な実施

- ・ オンライン調査の拡大など情報通信技術を活用した統計調査の推進
- ・ 行政記録の活用や調査結果データの共有化の推進
- ・ 国及び地方の統計職員の育成・研修の充実、統計調査への協力確保等

調査結果の利用の拡大

- ・ 複数の統計間のデータを結合して集計を行う等の統計データの多面的利用方策の検討
- ・ オーダーメイド集計及び匿名標本データの作成・提供に関する基本的枠組みの検討・構築

国際協力の推進

- ・ 統計の国際協力の総合的・一体的な推進
- ・ 開発途上国の統計能力向上のための貢献

《 関係府省とともに推進 》

「統計行政の新たな展開方向」の推進状況(平成19年6月末現在)

〔総務省政策統括官(統計基準担当)〕

社会・経済の変化に対応した統計の整備

- ▶総務省(統計局)に設置された「サービス統計研究会」における検討を踏まえ、サービス産業全体の動向を把握するサービス産業動向調査(仮称)の試験調査を実施。
- ▶SNA関連統計体系の整備に関する事項について、SNA推計のために十分な情報が得られていない統計調査等について検討。
- ▶経済センサス(仮称)の創設について、経済センサスの枠組み及びこれに関連した大規模統計調査等の統廃合、簡素・合理化を決定。
- ▶統計調査の整理・合理化を推進するため、各府省が所管するすべての統計調査について計画に見直しを行うに当たっての指針を平成16年5月に策定。平成15年度は59調査、16年度は70調査、17年度は61調査、18年度は55調査について見直し措置を実施。

統計調査の効率的・円滑な実施

- ▶オンライン等電子的手段を利用した統計調査の推進を図り、これまでに133調査で実施。
- ▶「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を各府省統計主管課長等会議申合せにより、平成17年3月に策定し、19年5月に改定。
- ▶統計作成過程における品質管理等の統一的ガイドライン作成のための検討を行い、有識者による研究会を設けて、「統計作成過程の標準化のためのハンドブック」を作成。
- ▶事務手続きの円滑化・迅速化を図る観点から、「統計報告の範囲と承認申請の方法」(昭和27年10月9日報告調整官会議了承)及び「統計法第8条に基づく届出に関する説明書」(昭和25年5月統計委員会事務局作成)を全面的に改定。

調査結果の利用の拡大

- ▶各府省共同のサイトとして、統計データ・ポータルサイトを構築し、平成16年1月から運用開始。
- ▶すべての指定統計調査(55調査)についてインターネット等を活用した統計調査結果の電子的提供を推進。
- ▶指定統計調査55調査中47調査において公表早期化目標に即した公表の早期化を実施。
- ▶平成19年5月に公布された統計法において、委託による統計の作成等(オーダーメイド集計)、匿名データの作成・提供を規定して制度化を実施。

国際協力の推進

- ▶平成19年3月に経済協力開発機構(OECD)の購買力平価プログラム事業に関する非欧州諸国会合を東京で開催するなど国際的事業等に積極的に参加。
- ▶「国際統計情報の総合窓口」に蓄積する情報を収集・整備するとともに、霞が関WAN上に窓口を開設し、平成18年3月から本格運用。
- ▶開発途上国の政府職員を対象とした研修員の受入れ、国際セミナーの開催等を実施。

13 統計制度改革の経緯

【平成16年】

- 6月 4日 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(閣議決定)
- 第1部 「重点強化期間」の主な改革
2. 「官の改革」の強化
- (3) 行政改革
- ・ 国・地方で、時代の変化を反映した的確な情報把握と迅速な情報開示のため、農林水産統計などに偏った要員配置等を含めて、既存の統計を抜本的に見直す。一方、真に必要な分野を重点的に整備し、統計制度を充実させる。
- 11月 4日 経済社会統計整備推進委員会(委員長:吉川洋東京大学大学院経済学研究科教授/経済財政諮問会議議員(当時))を設置(12月1日初会合)
<内閣府>
- 11月29日 統計法制度に関する研究会(座長:廣松毅東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授)発足・初会合 <総務省>

【平成17年】

- 6月10日 経済社会統計整備推進委員会「政府統計の構造改革に向けて」の取りまとめ
- ・ 内閣府は、総務省等の協力を得て当委員会の後継組織とその事務局を速やかに設けて、各課題の実現に向けた取組をフォローアップすることが適当である。各課題のうち、「司令塔」機能の強化を中心とする新たな統計制度の在り方については、(中略)後継組織において法制的・組織的な観点にも立ってその具体化を進めることとし、平成18年夏頃を目途に、結論を得ることとすべきである。
- 6月21日 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(閣議決定)
- 第4章 当面の経済財政運営と平成18年度予算の在り方
2. 民需主導の経済成長を確実なものにするために - 活性化のための政策転換 -
- (4) 活性化を目指した歳出の見直し
- ・ 基本方針2004に基づいて、経済社会の実態を的確に捉える統計を整備するとともに、統計制度の改革を推進する。特に、別表2の(6)の取組を進める。
- <別表2>
- (6)(統計整備の推進)
- ・ 統計整備に関する「司令塔」機能の強化等のために、統計法制度を抜本的に見直す。

- ・産業構造の変化等に対応した統計（経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサス（仮称）サービス統計、観光統計等）を整備する。
- ・サービス統計等を整備するため、既存統計に係る要員の活用も視野に入れた組織体制の整備を検討する。

- 9月 6日 統計制度改革検討委員会（委員長：吉川洋東京大学大学院経済学研究科教授 / 経済財政諮問会議議員（当時））発足・初会合 <内閣府>
- 12月15日 統計法制度に関する研究会報告書（中間とりまとめ）の公表

【平成18年】

3月 9日 統計制度改革検討委員会「中間整理」の取りまとめ

6月 5日 統計制度改革検討委員会報告の取りまとめ

統計法制度に関する研究会報告の取りまとめ

7月 7日 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（閣議決定）

第3章 財政健全化への取組

2. 「簡素で効率的な政府」への取組

（「公共サービス改革法」に基づく市場化テストの早期本格的導入）

- ・ 統計調査の市場化テストのための法的措置を次期通常国会において講ずる等、国・地方ともに競争の導入による公共サービスの改革を推進する。

（統計制度改革）

- ・ 統計整備の「司令塔」機能の中核を成す組織を内閣府に置くこととし、同組織は、基本計画の調査審議や内閣総理大臣等への建議等を行う統計委員会（仮称）として設置する方向で検討する。統計法制度を抜本的に改革するための法律案を次期通常国会に提出するとともに、「基本方針2005」に基づく統計整備を進める。あわせて、統計の構造改革の推進や市場化テストの導入・民間開放等により、既存の統計部門のスリム化を推進する。

【平成19年】

2月13日 統計法案閣議決定、国会提出

4月17日 衆議院本会議において可決〔全会一致〕

5月16日 参議院本会議において可決・成立〔全会一致〕

5月23日 統計法公布（法律第53号）

14 経済社会統計整備推進委員会報告

「政府統計の構造改革に向けて」の主なポイント

内閣府経済社会統計整備推進室

1. 改革の必要性とその基本的視点

(1) 改革の必要性

今日の統計は、経済活動における第三次産業のウェイトの高まりなどの産業構造の変化への対応、調査環境の変化や統計情報の多様で高度な利用への対応等の課題に直面しており、経済社会の実態を十分的確に反映したものになっていない。

(2) 改革に当たっての基本的視点

「公共財」としての統計
加工統計を含む統計体系の整備
政府部内の「司令塔」機能の強化
法制度の見直しを含む取組

2. 統計整備

(1) 経済センサス（仮称）の早期具体化

- ・平成 21 年に事業所・企業の捕捉に重点を置いた調査、23 年に経理項目の把握に重点を置いた調査の実施
- ・実施時における調査客体の的確な捕捉のための名称・所在地に関する行政記録の活用 など

(2) GDP 関連統計（SNA）の整備

- ・SNA の推計手法についての情報公開の推進
- ・基礎統計の実態を踏まえた SNA 作成のための基礎統計作成側との一層緊密な意志疎通の実施 など

(3) サービス分野の統計の検討

サービス産業の生産・雇用等の状況を月次ベースで把握できる動態統計の創設に向け、平成 17 年度中を目途にその枠組みについて結論 など

(4) ストック統計の改善

資本ストック統計に関する推計方法を含めた抜本的検討によるデータの質の向上 など

(5) その他

- ・観光統計について、平成 18 年度を目途に必要な統計調査を行う等の体系的な整備
- ・緊急の政策ニーズに対応する観点から、既存の月次調査等への調査事項の追加・変更について、機動的な対応が可能となるような仕組みの検討 など

3. 統計制度

(1) 統計の体系化

加工統計を含む統計の整備に関する中期的な基本計画を制度的に位置づけることによる総合的・計画的な統計体系の整備 など

(2) 「司令塔」機能の強化と統計組織の在り方

- ・「司令塔」機能の強化のための統計制度の在り方について、法制的・組織的観点にも立ってその具体化を進め、平成 18 年夏頃を目途に結論
- ・サービス分野等の新たな統計の整備を円滑に行えるよう、既存統計に係る要員の活用も視野に入れた組織体制の整備について検討
- ・統計に関わる職員について、一次統計作成部局、加工統計部局、調整・審査部局等それぞれにおいて高度の専門性を身につけることが可能な任用の計画的実施。活発な人事交流 など

(3) 行政記録の活用

統計の作成に行政記録をより広範に活用するための統計法制上の根拠規定等の整備 など

(4) 統計情報の多様かつ高度な利用

- ・マイクロデータの活用の制度化に向けた取組の検討の加速
- ・各府省ホームページと政府統計の総合窓口(ポータルサイト)との間の連携強化等による政府統計の一元的な利用環境の実現 など

(5) 統計調査の民間開放

- ・包括的な民間委託を行う場合の結果精度等への影響を把握するための試験調査及び民間委託に当たっての民間事業者の選定要件等に関する実証的な検討の実施 など

(6) 統計に関する法制度の見直し

- ・本委員会の後継組織において、上記論点について検討を進め、平成 18 年夏頃を目途に、基本的な方針・方向性について、明確な結論

4. 今後の取組

新たな統計制度の在り方の具体的検討、各課題の取組のフォローアップを行う本委員会の後継組織の設置

引用等については、直接「政府統計の構造改革に向けて」経済社会統計整備推進委員会報告本文によられたい。